寄付金に対する免税措置について

皆様には、日頃より格別のご支援をいただき厚く御礼申し上げます。

本学園へのご寄付は、税制上の優遇措置(1)所得税(2)住民税の寄付金控除の措置を受けることができます。

所得税の寄付金控除には2種類あり、「税額控除」と「所得控除」のいずれか一方を確定申告の際に選択していただきます。

控除額は、個人の所得・税率・寄付金額などの条件によって異なりますが、所得税率に関係なく所得税額から直接控除される「税額控除」を選択したほうが、多くの場合において「所得控除」よりも控除額が大きくなります。

以下及び裏面の「寄付金控除額の比較」をご参考の上、寄付金控除のお手続きをお願い申し上げます。

(1) 所得税

★税額控除

その年に支出した寄付金額が2千円を超える場合に、

以下の算式により、所得税額から税額控除が受けられます。

(年間の寄付金額 - 2千円) × 40% = 寄付金の税額控除額

(その年の総所得金額の40%を限度)

(その年の所得税額の25%を限度)

※寄付金額を基礎に算出した控除額を税率に関係なく、所得税額から直接控除するため、ほとんどのご寄付について減税効果が大きくなります。

★所得控除

その年に支出した寄付金額が2千円を超える場合に、

以下の算式により、所得金額から所得控除が受けられます。

年間の寄付金額 - 2千円 = 寄付金の所得控除額

(その年の総所得金額の40%を限度)

- ※所得控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出します。所得金額に比して寄付金額が大きい場合には、税額控除より減税効果が大きくなります。
- ◆控除金額の詳細は裏面「寄付控除額の比較」(文科省試算による資料です)をご参照ください。

(2)住民税

本学園への寄付金を寄付金税額控除の対象として条例で指定している埼玉県・坂戸市・東京都・豊島区にお住まいの方は、個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

埼玉県(坂戸市以外)・東京都(豊島区以外)にお住まいの方…(年間の寄付金額 - 2千円)×4% 埼玉県坂戸市・東京都豊島区にお住まいの方…(年間の寄付金額 - 2千円)×10%〈都県民税4% + 区市民税6%〉

※詳細は住民税を納税されている都道府県・市区町村にお問い合わせください。

寄付金控除を受けるための手続き

ご寄付をいただいた翌年の確定申告期間に、所轄の税務署にて確定申告を行ってください。本学園発行の「領収書」と「税額控除」の適用には「税額控除に係る証明書(写)」を、「所得控除」の適用には「特定公益 増進法人証明書(写)」(各証明書は領収書裏面に印刷)のどちらか一方を選択して確定申告を行ってください。

> <お問い合わせ先> 学校法人 香川栄養学園 広報戦略室 募金担当

TEL 03-3918-3701 / E-mail: bokin@eiyo.ac.jp

寄付控除額の比較(1)

(例1) <u>1万円</u> を学校法人に寄付		【所得控除】	【税額控除】	〈差額〉
1	年収300万円(所得税率5%)の寄付者	400円	3,200円	2,800円
2	年収500万円(所得税率20%)の寄付者	1,600円	3,200円	1,600円
3	年収1,000万円(所得税率23%)の寄付者	1,840円	3,200円	1,360円
4	年収1,500万円(所得税率33%)の寄付者	2,640円	3,200円	560円
(例2) 5万円 を学校法人に寄付		【所得控除】	【税額控除】	〈差額〉
1	年収300万円(所得税率5%)の寄付者	2,400円	18,750円 ^{※1}	16,350円
2	年収500万円(所得税率20%)の寄付者	9,600円	19,200円	9,600円
3	年収1,000万円(所得税率23%)の寄付者	11,040円	19,200円	8,160円
4	年収1,500万円(所得税率33%)の寄付者	15,840円	19,200円	3,360円

[※]この試算では各種控除を想定して150万円の所得控除を考慮しています。控除の種類によって同一年収であっても寄付控除額が異なる場合もあります。

【例1の①の試算方法】

- ○所得控除
 - ·300万円(年収)-150万円(諸控除)=150万円(所得)→所得税率5%
 - ·「1万円(寄付金額)-2千円(適用下限額)」×5%(所得税率)=400円(控除額)
- ○税額控除
 - ·「1万円(寄付金額)-2千円(適用下限額)」×40%(控除率)=3,200円(控除額)

寄付控除額の比較(2)

(例3) 10万円 を学校法人に寄付				【所得控除】	【税額控除】	〈差額〉
1	年収300万円()	所得税率5%)の	寄付者	4,900円	18,750円 ^{*1}	13,850円
2	年収500万円()	所得税率20%)σ)寄付者	19,600円	39,200円	19,600円
3	年収1,000万円	(所得税率23%)	の寄付者	22,540円	39,200円	16,660円
4	年収1,500万円	(所得税率33%)	の寄付者	32,340円	39,200円	6,860円
(例4) <u>100万円</u> を学校法人に寄付			【所得控除】	【税額控除】	〈差額〉	
1	年収1,000万円	(所得税率23%)	の寄付者	229,540円	329,750円 ^{*1}	100,210円
2	年収1,500万円	(所得税率33%)	の寄付者	329,340円	399,200円	69,860円

[※]この試算では各種控除を想定して150万円の所得控除を考慮しています。控除の種類によって同一年収であっても寄付控除額が異なる場合もあります。

【例4の①の試算方法】

- ○所得控除
 - · 1,000万円(年収) 150万円(諸控除) = 850万円(所得) → 所得税率23%
 - ·「100万円(寄付金額)-2千円(適用下限額)」×23%(所得税率)=22万9,540円(控除額)
- **税額控除**※所得税額上限率が寄付金額の40%より低いため所得税額上限率を適用
 - ·「100万円(寄付金額)-2千円(適用下限額)」×40%(控除率)=39万9,200円
 - ·131万9,000円(所得税額)×25%(寄付金控除上限)=32万9,750円(控除額)
 - 「1000万円(年収)-150万円(諸控除)」×23%(所得税率)-63万6,000円(控除額)=131万9,000円(所得税額)